

重 要 事 項 説 明 書

朝光苑デイサービスセンター通所介護の概要

■介護保険指定番号：通所介護（埼玉県１１７２１００５４５号） ■サービスを提供する対象地域：朝霞市			
運営法人	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	施設名	朝光苑デイサービスセンター
代表者	理事長 ○○○○	施設長	○○○○
所在地	志木市下宗岡 １－２３－１	所在地	朝霞市青葉台 １－１０－３２
電話番号	０４８－４７１－３１３９	電話番号	０４８－４６７－６８６８

定 員		2 5 名				
運営の理念		市民が地域社会の中で、安心して暮らせるよう、一人一人のニーズを大切にし、総合的且つ有機的なサービスを提供します。				
主な提供サービス		☆送迎 ☆食事 ☆入浴 ☆機能訓練など				
職員配置		施設長 1 名、生活相談員 2 名、介護職員 4 名、看護職員 2 名、機能訓練指導員 1 人（内、理学療法士 1 名（嘱託））、管理栄養士 1 名（朝光苑と兼務）、調理員・事務職員（朝光苑と兼務）				
設 備		静養室 1 室（3 床）、食堂兼機能訓練室（1 室）、相談室（1 室）、浴室（一般浴室と特殊浴室があります）、送迎車（4 台）				
営業時間		月曜日～土曜日		午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 4 5 分		
		日曜日・祝日・年末年始（1 2 ／ 2 9 ～ 1 ／ 3）		定休日		
		但し、振替休日と月曜日に指定された祝日は、通常どおり営業いたします。 ※サービス提供時間(午前9時～午後4時15分(7時間15分))				
利用料金※自己負担額	① デイサービス利用料 （5 時間以上 6 時間未満）	要介護 1 6 0 1 円 （1 割） 1， 2 0 2 円（2 割） 1， 8 0 2 円（3 割）	要介護 2 7 0 9 円（1 割） 1， 4 1 9 円（2 割） 2， 1 2 8 円（3 割）	要介護 3 8 1 9 円（1 割） 1， 6 3 8 円（2 割） 2， 4 5 7 円（3 割）	要介護 4 9 2 8 円（1 割） 1， 8 5 5 円（2 割） 2， 7 8 3 円（3 割）	要介護 5 1， 0 3 7 円（1 割） 2， 0 7 4 円（2 割） 3， 1 1 1 円（3 割）
	（7 時間以上 8 時間未満）	6 9 4 円 （1 割） 1， 3 8 7 円（2 割） 2， 0 8 1 円（3 割）	8 1 9 円（1 割） 1， 6 3 8 円（2 割） 2， 4 5 7 円（3 割）	9 4 9 円（1 割） 1， 8 9 7 円（2 割） 2， 8 4 6 円（3 割）	1， 0 7 8 円（1 割） 2， 1 5 6 円（2 割） 3， 2 3 5 円（3 割）	1， 2 1 0 円（1 割） 2， 4 2 0 円（2 割） 3， 6 3 0 円（3 割）
	②入浴介助費	4 2 円 （1 割） ・ 8 4 円（2 割） ・ 1 2 7 円（3 割）				
	③サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円（1 割） ・ 1 3 円（2 割） ・ 1 9 円（3 割）				
	④中重度ケア体制加算	4 7 円（1 割） ・ 9 5 円（2 割） ・ 1 4 2 円（3 割）				
	⑤認知症加算	6 3 円（1 割） ・ 1 2 6 円（2 割） ・ 1 9 0 円（3 割）				
	⑥科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（月額）	4 2 円（1 割） ・ 8 4 円（2 割） ・ 1 2 7 円（3 割）				
	⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	ひと月の利用料金（基本部分＋各種加算）に 9． 0 % を乗じた金額				
	⑧食費（全額自己負担）	6 6 5 円				
	⑨その他	レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。				
	※上記のうち①～⑦は介護保険の給付の対象となるサービスです。					
	福祉施設サービスの第三者評価の実施		無			

○施設の苦情窓口

当施設の苦情受付担当者	生活相談員 ○○○○	☎ ０４８－４６７－６８６８
第三者委員	社会保険労務士 ○○○○	☎ — —
第三者委員	民生委員 ○○○○	☎ — —

○行政機関その他の苦情相談窓口

朝霞市健康づくり部長寿はつらつ課	☎ ０４８－４６３－１９２１（直通）
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課	☎ ０４８－８２４－２５６８（苦情相談専用）

○個人情報の保護

- 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。